

ID: 190

担当部署: 上下水道課

処分の概要	加入金の徴収																				
例規名 根拠条項	柴田町給水条例 第30条																				
例規番号	平成10年条例第3号																				
<p>【基準】 第30条の規定による。 (加入金) 第30条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。)をする者は、次の表に定める水道加入金(以下「加入金」という。)を納付しなければならない。ただし、改造をする場合は、新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額の差額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水管の口径</th> <th>加入金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>42,900円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>92,400円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>151,800円</td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td>231,000円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>462,000円</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>781,000円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>2,035,000円</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル以上</td> <td>町長が別に定める。</td> </tr> </tbody> </table>				給水管の口径	加入金の額	13ミリメートル	42,900円	20ミリメートル	92,400円	25ミリメートル	151,800円	30ミリメートル	231,000円	40ミリメートル	462,000円	50ミリメートル	781,000円	75ミリメートル	2,035,000円	100ミリメートル以上	町長が別に定める。
給水管の口径	加入金の額																				
13ミリメートル	42,900円																				
20ミリメートル	92,400円																				
25ミリメートル	151,800円																				
30ミリメートル	231,000円																				
40ミリメートル	462,000円																				
50ミリメートル	781,000円																				
75ミリメートル	2,035,000円																				
100ミリメートル以上	町長が別に定める。																				
備考																					
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日																		